●団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援 特約付総合生活保険(略称:7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険)

●年齢が借入時に満20歳以上満50歳以下で、就業されているお客様被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたって

- は相債内容を十分ご確認ください。

 (保険金をお支払いする場合
 7大疾病により入院または医師の指示によって自宅療養し、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヶ月につき毎月平均返済予定額(※)を1年間を限度としてお受け取りいただけます。て人補期間中の就業障害である期間1か月について、平均月間返済予定額または100万円を限度とします。
 7大疾病により入院または医師の指示によって自宅療養し、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、30日間の免責期間を超えて1年間継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当の保険金が債務の返済に充当されます。免責期間(1年30日)終了日の翌日時点での歴状め、標準債務軽減
- されます。免責期間(1年30日)終了日の翌日時点での賦払償還債務残高相当額を
- ●保険金をご請求いただいた場合、医師の診断書による診査、または主治医への照会のために、保険金支払いまでにお時間をいただくことがあります。●住宅ローンのご返済は、保険金のお受け取り期間中も継続いたします(毎月のロー
- 日本日 からと は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客様にご指定いただきました保険料引落口座(ローン返済用預金口座)にお支払いいたします。)。
 7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金のお支払い対象となります。
- を得ず会社を退職しに場合でも、医師が認定する研索性自物については、体内のお支払い対象となります。 のお支払い対象となります。 (※)保険料払込月の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済額と最終ボーナス返済額は年間返済予定額の計算には含めません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヶ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存ご返済月数-1」で割った額となります。

(1)主に以下のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできま

せん。
①所定の7大疾病以外の病気またはケガ(「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を補償する特約をセットされた場合は、所定の女性疾病および妊娠に伴う病気またはケガによる就業障害に対しては保険金をお支払いします。)②被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気。)自殺 闘争または犯罪行為によるケガまたは病気。)解薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気。)戦争、内乱または暴動等によるケガまたは病気*1。6核燃料物質の有害な特性などによるケガまたは病気、等その他、⑦就業障害発生後、30日間の免責期間中③保険責任開始直前1年以内に発病した所定の7大疾病による就業障害(「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を補償する特約をセットされた場合は、所定の女性疾病および妊娠に伴う病気またはケガによる就業障害については、保険金お支払いの対象となります。)③地震、順火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故によって被った身体障害の被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害の場合も保険金をお支払いできません。 ル依存および薬物依存等の精神障害の場合も保険金をお支払いできません。 *1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行

満による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
(2)保険期間の開始時以降であっても、被保険者が初回保険料の払い込みを怠った場

/休候期间の開始時以降でありても、依休候者が初回休候料の私い込みでおりた場合には、保険期間の開始時から初回保険料を領収した時までに生じた就業障害および保険期間の開始時から初回保険料を領収した時までに被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。(ただし、第2回目の払込期日に初回保険料と第2回保険料を併せて領収できた場合はこの限りではありませ ん。)また、被保険者が第2回目以降の保険料の払い込みを怠った場合で払込期日の翌月の払込期日にも領収できなかった場合には、その各回保険料の払込期日から各回保険料を領収した時までに生じた身体障害による就業障害に対しては保険 金をお支払いできません。

この契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払い

〔他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合〕

〔他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合〕

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険 契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- (1)本保険は、株式会社●●銀行(以下、「銀行」といいます。)を保険契約者、東京海 日動火災保険株式会社を引受保険会社とする、団体長期障害所得補償基本特約 特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償 特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付帯総合生活保険(普通保 険約款、団体長期障害所得補償基本特約、特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・債務一括返済支援特約・債務必 に決めるの対象にドラオ体育音のが相信やが、原物を 済支援特約および保険証券の記載内容等)に基づきます。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として銀行が有します。 (2)この保険にご加入できる方は、銀行と金銭消費貸借契約を締結する住宅ローンの
- ご利用者で、融資実行日において満20歳以上から満50歳以下の有職者に限りま
- す。
 (3)被保険者(住宅ローン債務者)の方は、ご加入申込時に加入依頼書兼告知書の告知事項にご回答いただき、健康であることを要します(加入依頼書兼告知書は、ご加入者本人が、署名・捺印のうえ銀行にお渡しください。)。
 (4)したがって、過去の傷病歴や現在の健康状態等によりご加入できない場合がありますので、あらかいめご了承願います。また、ご加入後契約内容の変更により補償内容が拡大する場合には、健康状態の告知をいただき引受けの可否をあらためて判断させていただくことがあります。
 (5) 生の業教(答知) 時に火地原本ました。日際公常に表現てまれまれまれませた。
- 断させていただくことがあります。
 (5) 告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)。
 ●被保険者(保険の対象となる方)の生年月日および性別
 ●被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ)
 ●他の保险契約等*2を締結されている場合にはその内容(同時に申し込む契約
 - の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約
- *2他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約 または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容 について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただ に JUN C 体 に といにに ことといって とますよう お願い申し上げます。 (6)加入者証は保険責任開始日の翌月にご送付いたします。 (7)債務の更改があった場合は、再度ご加入手続きが必要になります。 (8)ローン返済支援保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。(平成

保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事する見込みがなく なったときは、任意脱退の手続きが必要となりますので、銀行までご連絡ください。

かったことは、日本が起るり、続きためなりのものと、戦力のとことに		
脱退理由	保険責任の終了日	保険金のお支払いが開始 している場合の支払終了日
ローン約定最終返済月に 債務を完済した時	債務完済日が属する 月の前月の末日	債務完済日まで
ローン契約が中途で完済・ 取消・解除された時	完済·取消·解除日	完済・取消・解除 日まで
被保険者の年齢が 満80歳に達した場合	満80歳到達日	てん補期間の終了日まで
3ヶ月連続で保険料が 払い込まれない時(注1)	脱退日の属する月の前々月の 保険料払込期日の前日(注1)	てん補期間の終了日まで
任意脱退した時	任意脱退日	てん補期間の終了日まで
死亡した時	死亡日	死亡日まで
(A) 1) IRE (ERA)(A) 1 - 3 0		

(注1)初回保険料から3ヵ月連続で払い込まれない時は、保険始期に遡り脱退となります。

(注1)初回保険料から3ヵ月連続で払い込まれない時は、保険始期に遡り脱退となります。
※脱退理由が「ローン契約が中途で完済・取消・解除された時」「任意脱退した時」「被保険者の年齢が満80歳に定した時」の場合は、保険責任の終了日の属する月の月末に保険料の最終の自動引き落としをさせていただきます。なお、その場合の保険料は1ヵ月分の保険料となります。(日割り精算は行いません)
このパンフレットは7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体(銀行)の代表の方にお渡ししてあります約款等によりますが、ご契約手続き、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことからが記載されていますので、ご一読のうえ加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

事故に あわれたら

まずご連絡を

事故が起こった時の ①保険の対象となる就業障害が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。②保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

4)保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。 ●保険事故発生の場合のご契約内容、金銭消費貸借契約内容等の確認について

保険金支払いを迅速・確実に行うために保険契約内容や保険金請求状況について損害保険会社等の間で確認させていただくこと、または金銭消費貸借契約内容について銀行に対して確認させていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター) 受付時間: 24時間365日

事故は 119番・110番

※事故のご連絡・ご相談をいただく場合は保険商品名(7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険)・ご加入いただい ※事成のと達応さいただいただいが、場合は不成のは「人人大人ののが開資やかりローンを消失後 た金融機関名、お客様番号*3をお伝えください。 *3お客様番号は、ご加入時にご記入いただいた加入依頼書(控)や加入者証に記載がございます。

項目も ご注意

ください

 ● 7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険にご加入いただくか否かが、銀行におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
 ● 7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険は、預金等ではなく、預金保険の対象ではありません。
 ● 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締役、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したが、12月で保険会社までは、12月では たがいまして、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先

伊予トータルサービス株式会社

本社: 〒790-0067

愛媛県松山市大手町2-5-41

TEL:089-943-2514 FAX:089-947-8709

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:愛媛支店営業課 TEL:089-915-0077

07A8-GR11-B12055-201710



補償特約付

ローン返済支援保険



大疾病で一定期間 お仕事ができなくなったとき、 住宅ローンの返済をサポート!

- ガン(上皮内ガンを除く)
- ●脳卒中

東京海上日動

•急性心筋梗塞

生活習慣病

- 高血圧性疾患
- 糖尿病
- •慢性腎不全
- 肝硬変

さらに女性には

「女性特有の疾病および妊娠」 に伴う身体障害を補償する特約も ご利用可能です。



7大疾病のみ補償特約付 ローツ返済支援保険は、 もしものときに住宅ローンの返済をサポートする保険です。



7大疾病により いかなる業務にも <u>従事できない状態</u>*1が 30日間続いた…



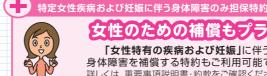
30日間の免責期間を超えて 継続した場合31日目以降、

毎月のローン返済額を 保険金として最長1年間 お支払い!

毎月の ローン返済額が 補償された!



借入から補償までの流れ



女性のための補償もプラス

「女性特有の疾病および妊娠」に伴う 身体障害を補償する特約もご利用可能です。 詳しくは、重要事項説明書・約款をご確認ください。

> Point 2 最高お借入額1

■ーン残高推移

7大疾病 による 就業障害 発生

Point1 毎月のローン返済額を補償!

保険対象期間

保険対象期間は、ローン最終返済月の前月末日までとします。

7大疾病による所定の就業障害状態の継続期間

保険責任開始日 (ローン借入日の翌々月の初日) 〈例〉お借入日が4月10日の場合、責任開始日は6月1日

免責期間

30日間

免責期間後1年間、7大疾病による 所定の就業障害が継続

Point 2

さらに、いかなる業務にも 従事できない状態*1が 30日間の免責期間を 超えて1年間継続…





1年間継続した場合。 住宅ローンの残高を

保険金としてお支払い!

30日間の免責期間を超えて

(最高お借入額:1億円)

保険金が支払われ 住宅ローン残高が



サービスのご案内

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当 者が、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了 承願います。

ローン

お借入日

とうだいかかっている 自動セット

お電話にて各種医療に関する 相談に応じます。 また、夜間の緊急医療機関や 0120-708-110

最寄りの医療機関を

職場や人間関係に関するお悩み等

メンタルヘルスについて

心理相談員等にお電話で

ご相談いただけます。

血族・3親等以内の姻族)

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。) ご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の痼族)

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊 急医療相談に24時間お電話で対応します。

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康相談をお受けします。

タルヘルス電話相談》 自動セット

0120-783-503

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

転院•患者移送手配*2 転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭 乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅

先での最寄りの医療機関等をご案内します。

非保険責任

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師と メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

予約制専門医相談は、事前予約が必要で す(予約受付は、24時間365円)。

*2 実際の転院移送費用は、このサービスの 対象外です。

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。 また、高齢者の生活を支える各種 サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制 度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

http://www.kaigonw.ne.jp/

電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険 制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護 施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する 相談に電話でお応えします。

・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘 れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報シス テム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフ リー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、 優待条件でご紹介します。

サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となりま す。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの 利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけな い場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話での

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援・法律・税務相談*1・社会保険に関する相談*2 サービス・暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場

ご相談や暮らしのインフォメーション等、

役立つ情報をご提供します。

保険料について

- ●保険料は月払で、性別・年齢*1(5の倍数年齢ごと)・お借入残高・毎月の返済額等によ り決まります。お借入残高等の変動により、毎月の保険料は変動します。
- ●保険料のお支払いはローンお借入時の翌々月からローン最終返済月の前月ま でとなります(中途脱退を除く)。
- ●保険料は、ローン返済用預金口座から毎月月末(休日の場合は銀行窓口前営業 日)に引き落としさせていただきます。
- ●毎月の保険料は、あらかじめご案内することができません。年齢が5の倍数年齢 になられる時に改めて引き落とし保険料をお知らせいたします。
- *13月1日における満年齢が基準となります。

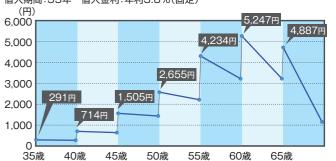
(例)借入金額:2,000万円(ボーナス月増額返済なし) 借入期間:35年 借入金利:固定・年3.0% (追 (単位:円)

回支払月 5年後 10年後 15年後 20年後 25年後 30年後 270 646 1,317 2,195 3,182 3,194 112 借入時女性 176 423 997 2.090 2.703 2.334 35歳 男性 291 714 1,505 2,655 4,234 5,247 4,887 借入時女性 468 1,140 2,528 3,601 3,841 3,404 189 771 | 1.667 | 3.050 | 5.141 | 7.014 | 8.080 | 6.308 40歳 男性 借入時女性 505 | 1,264 | 2,906 | 4,374 | 5,138 | 5,632 | 4,739

※団体割引は5%で計算しています。被保険者(保険の対象となる方)数によっては、保険料の引き上げ等の変更があります。
※初回支払月は、お借入月の翌々月になります。また、5年後とは、初回支払月の5年後の応当月とし、以降の各年後についても同様のものとします。
※上記保険料推移表は概算になります。ボーナス返済の割合やお借入日、返済日により保険料金額は多少異なります。また、この団体契約は3月1日16:00から翌年3月1日16:00までの1年契約となります。更新契約について、保険料の改定等が行われる場合が有りますので、あらかじめご了承ください。

毎月の保険料推移(イメージ)

借入開始時の年齢:35歳、男性 借入金額:2,000万円 借入期間:35年 借入金利:年利3.0%(固定)



自動セット

9:00~17:00 • 法律相談 :14:00~16:00 税務相談 ・社会保険に関する相談 9:00~17:00 暮らしの情報提供 :10:00~16:00 ·雷話介護相談 9:00~17:00

0120-285-1

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日

①保険金のお支払い期間(でん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害終了後、その日を含めて180日を経過 する日までに同一の身体障害によって就業障害が再発した場合には同一の事故とみなし、保険金をお支払いします(こ 場合、免責期間は新たに適用せず、てん補期間は前の就業障害において保険金支払の対象となった日数を控除します。)

かかる場合があります。

7大疾病で入院または医師の指示による自宅審養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったく

●たとえば会社員の場合、全日出社できず他の仕事(軽作業や事務作業等)もまったく出来ない状態、医師の場合 なら全日休診で他の仕事もできない状態です。この場合、営業活動や医療行為が出来なくても、他の業務(事務 等)が可能な場合はお支払いの対象になりません。

●午前中休んで午後就業する場合等は、「いかなる仕事もまったくできない」状態には該当いたしませんので、保

こよる自宅療養」が保険金のお支払対象となります。

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継 続している場合に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

受付時間 9:00~21:00(日祝日を除く)

- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。 ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に
- 日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。 ・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療 行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用
- はお客様のご負担となります。 ・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なら ない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※保険の対象となる方(法人は除きます。)とそのご親族か

らの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の

①告知の内容によりご加入いただけない場合があります。 ②保険の責任開始日はローン実行時にご加入される場合、ローンお借入日の翌々月初日になります。 (ローン実行後に中途加入される場合、中途加入手続き日の翌々月初日になります。)

③いかなる業務にも従事できない状態*1の方が保険金お支払いの対象です。 ④免責期間が30日間あります。

(7大疾病による就業障害発生から30日間は補償対象となりません。)

①保険責任開始直前1年以内に発病した7大疾病による就業障害につきましては、保険金をお支払いできませんした

3

でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金のお支払い対象となります。 ③保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事される見込みがなくなられた場合には、任意脱

*1 いかなる業務にも従事できない状態とは

合があります。

できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

険金のお支払対象にはなりません。 ●一般に入院中は「いかなる仕事もまったくできない」状態に該当いたしますが、自宅療養の場合は「医師の指示

※「いかなる業務にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師の診断書、あるいは医師への事情確認 就業障害状況報告書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。

- 《ご加入にあたってのご注意事項》 ご注意ください (各サービス共通)

《その他のご注意事項》

ン・パンス・LLID XIIERU I + WAYIC 死病した/ 大疾病による就業障害につきましては、保険金をお支払いできません(ただし、新規ご加入時の保険責任開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については保険金のお支払い対象となります。)。 7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合

退の手続きが必要となりますので、銀行までご連絡ください。